

意見聴き取り調査票

(一般社団法人福島県建設業協会)

1 総合評価方式について

(1) 県では、工事の総合評価方式において平成26年4月より配置予定技術者の実績について現場代理人での実績も評価することとしましたが、このことについてどのようにお考えですか。

- 配置予定技術者の実績について、現場代理人での実績も評価の対象となりましたことは、業界が前から求めてきた「経験のない若手技術者が施工実績を積めない環境」が見直されたと感じている。
- 各地域からの意見も、若手技術者による応札の増加や若手技術者の育成・確保、入札不調への対応の効果が得られるなど、概ね評価するものが大半を占めている。

(2) 県の総合評価方式において、入札参加者の多種多様な取組みを評価するためには、どのような評価項目を追加(修正)すべきとお考えですか。

- 入札参加者の多種多様な取組みの評価については、発注者自身が工事特性(地域性や企業実績など)を考慮して応札企業の取組みを評価できるものが必要と考える。
- 業界としては、施工能力や工事成績など本業での企業努力、およびボランティア活動や災害時対応など地域への社会貢献に重きを置き、評価されるべきと考える。なお、新卒者等の雇用実績については、小規模な企業が不利になることから、廃止を含め検討する必要がある。
- 追加すべき項目としては、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの地域精通度等を評価項目に設定すべきと考える。
- 改正品確法第8条(受注者の責務)第2項において、「公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。」と定められている。このことは、本会および建設業労働災害防止協会福島県支部が取り組んでいる内容であり、他県で評価項目に採用しているところもあることから、これらの団体に加盟する会員企業をそれぞれ評価すべきと考える。
- 評価項目については、企業規模や地域特性により有利になる企業と不利に

なる企業があるため、究極の総合評価方式と言われる指名競争入札の復活を願う。

(3) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

○総合評価方式は、規模の大きな企業ほど評価が得やすく有利で、小規模な企業は評価を得難く事前に落札できないことが判るため、入札に参加しない状況となっている。このことから、原則実施（現在は予定価格3,000万円以上）の金額を引き上げ、実施しない工事については指名競争入札とすべきである。

○加点評価だけでなく、減点評価があってもよいのではないか。国及び他の公共団体では、当年度受注高が前年度受注高の一定割合に達する、または受注件数に応じて減点措置を講じていると聞き及んでいるところである。一定の企業に落札が集中することのある程度避けるのであれば、このような減点評価は効果があると思われるので、是非ご検討いただきたい。

○入札書の提出から落札者の決定まで期間短縮を求めるとともに、発注機関によって同種・類似工事の評価が異なる場合があるので統一してほしい。

○施工体制事前提出型は、公告から入札、契約までの期間が長いことから、協力会社としては受注予定が立てづらく、書類づくりが煩雑であるなど、提出日までの下請契約を締結することは困難な状況にあるので、廃止の検討が必要である。

○良質な公共工事を市場の適正価格で、かつ地域に根ざした企業が受注する仕組みづくりを構築するため、引き続き現行制度の検証を含め、社会・経済情勢の変化や建設市場の環境変化等に応じて、適宜・迅速に不断の改善・見直しを行うことを今後も期待する。

2 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 平成26年2月の設計労務単価の改正や復興歩掛など積算基準の大幅な見直しなどで、より現場実態に合った設計積算による予定価格算定に努めております。これらに対し、受注者として、下請契約額や賃金等の支払について、震災以前と異なっている状況があれば、お聞かせください。

また、その状況を貴協会がどのように認識されているかお聞かせください。

- 交通誘導員（A）（B）の単価が実勢単価になっていないので、実情との乖離が見受けられるが、これに限らず、工種によっては、とても実態に合わないものもまだあり、設計との差がいまだに大きいものがある。
- 以前は、経費一式という表現だった「下請契約」を、法定福利費、一般管理費、現場管理費、安全費、仮設費、運搬費と明示するようにした企業もある。
- 協会としては、労務単価のアップは、直接的に賃金の上昇に結び付けられて良かったが、労働力不足から下請業者の見積価格が以前より大幅にアップしている中で、特に鉄筋工、型枠工の高騰が目立ち、元請が赤字で、商社や下請会社が黒字という事例も増えている点に注視し、できるだけ現場実態に合ったものにしていただきたい。

（2）平成25年度下請状況実地調査において、下請負報告書の記載と異なる事業者へ施工させていた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。

- 下請報告書と違う業者の施工については、変更の下請報告書の提出を忘れただけの場合や、最終設計変更が竣工直前のため、変更契約が取り交わせないまま終了するケースもある。変更契約書の取り交わしにつきましては、現場は変更が多く、施工途中段階では数量の確定が難しいのが実態なので、発注者と元請の変更契約の遅れが、下請変更契約の不備に繋がっていることが主要因とも考えられる。
- なお、起こってしまった事象に関しては、原因調査を行い必要に応じたチェック体制の強化や改善すべき点は直ちに是正すべきであり、内容によっては罰則を科すべきと考える。

（3）元請・下請関係適正化に向けての有効な対策等について、御意見があればお聞かせください。

- 当該問題の解消としては、契約書締結が重視されるが、商行為としては当然ではあるものの、契約書等に全ての事項を網羅することは困難であり、基本的事項の確認に過ぎないのが現状である。問題が生じた場合には、一方的な主張で解決できるものでもなく、双方が長期間築いてきた信頼を基に、誠意を持って問題解決に挑む姿勢が重要であると考えます。
- ただ、元請け側としては、発注時期や設計内容の適正化が大変重要である。受注後に発注側の都合による内容変更で下請を待たせることになれば、それだけコスト大になってしまうことをご理解いただきたい。例えば、積算に反映されていない「手待ち」にも費用がかかっているわけであり、そういった

費用負担のことで、元請・下請間で問題になることが少なくないので、書面による打ち合わせ記録を取り交わしたりして、トラブルを回避することも大変有効であると考えられる。

○なお、行政側の立ち入り検査等も重要であると考えます。

3 入札不調について

(1) 技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。

○ドイツ発祥にみるマイスター制度の様な物を確立し、一つの分野に精通したプロフェッショナルや職人技を極めた従業員を適切に評価する仕組みを構築し、他の従業員の模範となったり、スキルアップ・技能継承等の指導を行い、本人はもとより会社全体のモチベーションアップのためにも給与や休暇などの待遇改善を図り、建設業や職人の社会的地位の向上のためのイメージアップに努める。

○現在は大量の仕事をこなす為、継続雇用制度の活用により、定年を迎えた技術者を主任(監理)技術者として現場を担当させている。しかし、長期的には新卒社員や正職員を計画的に採用できるような、建設業界全体の体制づくりや公共工事の計画的かつ安定的な総量を確保し、その見通しを早期に示すことが重要である。

○地域や学校に建設業が魅力ある職業であることの継続的なPRはもとより、担い手育成・確保の観点からは、若者が入職したがる業界の仕組み作りが重要で、まだまだ他産業と比べても良いとは言えない労働環境、および給与や休暇などの待遇改善も重要である。

○例えば、第2・4土曜日の完全休日化やノー残業Dayの採用など、働く人の立場に立ったより良い職場環境づくりが求められていることから、債務負担行為の活用や工事完成時期の平準化など、ゆとりのある適切な工期設定が必要である。

(2) 県では平成26年度から特殊な工法又は技術的難易度の高い工事における実績について、要件の見直しを行うとともに、JVにおける代表構成員以外の工事実績を認めることとし、応札しやすい環境を整えておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

- 入札参加機会の拡大になり、有効な取組みだと思えます。復興 JV などにおいて、制度上 JV の代表構成員以外としての手ととの企業体も可能であり、その場合、施工能力の高い代表構成員以外の施工実績を評価対象として入れることは理にかなっており、応札しやすい環境につながる。
- 地元企業が高度な技術を持つ会社と企業体を組むことにより、技術を習得できる良い機会にもなり、県内企業の技術力向上にもつながるため、評価できる取組みと考える。
- 橋梁の深礎杭工法等、特殊な工法について、実績が 15 年以内等と条件が大変厳しいと思われるため、工法ごとの適切な判断を願いたい。過去においての実績を持っているにも係わらず入札に参加できないということは、地産地消や地元企業の育成・発展の観点からも条件の緩和を求める。

(3) 県では各種の入札不調対策を講じているところですが、不調対策に有効と思われる取組みがあればお聞かせください。

- 工事発注の平準化はもとより、適切な工事予定価格の設定や適切な工期の設定をお願いしたい。また、工事予定価格と実勢価格の乖離も問題であり、資材や労務単価の設定についても実情に合った迅速な対応および見積り活用方式の採用をお願いしたい。
- 企業は、受注にあたり施工時期、設計の考え方、予想される利益率、同種工事の施工経験、手持ち技術者数、市町村工事の発注見通し、地域への貢献度等を総合的に判断し、応札・受注するわけであり、その観点を欠いた発注は不調になりやすい。
- 具体的には、①小規模工事や現場条件の悪い工事については、現状に見合った条件での積算、②標準歩掛での積算でなく、それぞれの現場に適した歩掛での設計積算、③現場代理人の常駐緩和を県のみならず、市町村に拡大、④国・県・市の発注時期が重なっているため、発注者間で協議し時期をずらす等分散発注の実施、⑤単価の見直しを毎月行う等スピーディーな運用を検討いただきたい。
- 配置技術者の雇用条件の緩和措置については、専任の監理技術者等に求める 3 ヶ月以上の雇用関係を 3 ヶ月未満であっても差し支えないとし、その対象工事の明確化を図っていただきましたが、復旧・復興工事の加速化や監理技術者等の有効活用の観点からも通常工事までの対象拡大をお願いしたい。
- 既存工事において、工事の延長等により、配置予定技術者の予定が狂い応札出来ないケースがある。工事発注時の工期や内容等について極力変更等を減らし、工期のズレをなくしていただきたい。

4 電子入札・電子閲覧について

県では、電子入札・電子閲覧を導入し、入札者の負担軽減や事務の効率化を図っているところですが、その拡大についてどのようにお考えですか。

- 電子入札・電子閲覧の拡大は大変良いことですので、指名競争入札、随意契約見積、業務委託等についても拡大していただきたい。
- なお、PDF形式でも画像となっているため、積算ソフトと連動することが出来ません。テキストを組み込んだPDFとして事務の効率化が出来るようにしていただくのと併せて、土曜、日曜、祝祭日も閲覧可能な24時間体制にしていきたい。

5 入札参加資格要件等について

(1) 県では、平成27・28年度の工事に係る入札参加資格申請から、社会保険加入を資格審査を受けるための要件としましたが、このことについてどのようにお考えですか。

- 社会保険への加入義務のある建設業者の加入を審査要件としたことは、公共工事から不良不適格業者を排除する観点から当然のことである。
- このことにより、建設労働者の処遇改善や建設産業の持続的な発展に必要な人材確保、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築に繋がる。

(2) 国土交通省直轄工事において、元請業者及び一次下請業者は、原則として社会保険加入業者に限定されたところですが、下請業者から社会保険未加入業者を排除することについて、御意見があればお聞かせください。

- 下請業者であっても加入義務があれば社会保険に加入するのは当然のことではあるが、現在の人手不足の現状では災害復旧工事を進める上で、完全に排除することは困難である。
- また、社会保険の加入義務がない個人事業所や個人事業主が多数存在することを考慮すべきである。特に建築工事の専門工種で小規模事業所が多く存在する状況である。

(3) 県では、若手技術者等の確保・育成の観点から、入札参加資格審査において、新卒者を採用した場合を主観的事項の評価項目としましたが、このことについてどのようにお考えですか。

- 建設業界では、技術者不足や労働者の高齢化が課題となっている現在、若手技術者等の確保・育成の観点から、新卒者を採用した場合に評価されることは、若年者の入職促進に繋がり課題解決となるため評価します。
- また、年齢制限を設けて若手の中途採用も含めて評価すれば、さらに効果が上がり、若手の再就職支援に繋がるのではないかと。

6 品確法等三法改正について

- (1) 建設工事の担い手の育成・確保のため、どのような取組みをされているかお聞かせください。

- 担い手の育成については、社内勉強会の開催や外部講習会への参加、資格取得のための支援や資格取得後の手当支給、OJT教育や専門機関での教育(OFF-JT)など、企業ごとに様々な取組みがなされている。
- 担い手の確保については、ハローワークや大学等への求人票提出、その他就職支援事業への参加、インターンシップの受入、中学生を対象とした体験学習や高校生を中心とした現場見学会の実施、若者向けラジオ(AM・FM)番組の中で会員企業の中堅技術者や女性技術者が出演し遣り甲斐や魅力などを放送、地域イベント時に建設業のPR活動を行うほか、入職者が魅力を感じられる賃金や休日の設定、社会保険への加入などの処遇改善に、業界全体として取り組んでいる。
- 地域建設業における担い手の育成と確保は、将来の事業量が密接に関係するため、今後の公共事業の計画的・安定的な総量を確保し、その見通しを早期に示すことが重要である。将来の見通しがあってはじめて、企業は計画的な採用と人材育成が可能となるのではないかと。

- (2) 品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。

- 改正品確法の基本理念に、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、およびダンプ防止等が追加されたことは、非常に意義深いと感じている。特に、基本理念を実現するため、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更など、発注者の責務を明確にするための「発注関係事務の運用に関する指針」が策定される予定である。
- 今後は、各発注者が同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえ、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に

運用するための発注者共通の指針となることを切望する。

- 福島県におかれては、県内市町村に改正品確法の趣旨を確実に伝えるとともに、発注者と受注者が同法を十分理解し、歩切り根絶などを実行するための環境づくりをお願いします。

7 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

- 受発注者間の連携が功を奏している県建設工事復旧・復興連絡協議会や除雪業務のように、現在の取り組みを継続し、様々な情報共有や意見交換を実施しながら、発注時期の平準化など円滑な公共工事の推進に取り組んでほしい。
- 現地と設計図書が合わない案件が見受けられるので、その場合には施工業者が起工測量するのではなく、発注者と測量・設計業者が速やかに対応してほしい。
- 標準より優れた技術提案や現場条件に適した積算をした場合、予定価格を超えた金額でも契約可能となるような、柔軟な契約制度を検討し国に求めてほしい。
- 今後とも入札契約制度の公正で透明性の高い、そして競争性の観点から、地域建設産業の健全な持続発展のため、より良い制度構築に向け取り組んでほしい。